

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

2012年10月1日施行の「改正労働者派遣法」によりマージン率を公開いたします。（法第23条第5項）

2024年6月1日時点での実績

① 派遣労働者の数 24名

② 派遣先の数 5社

③ マージン率 37.1% ((⑤-⑥)÷⑤ 小数点1位未満四捨五入)

④ 教育訓練に関する事項
ビジネスマナー
セキュリティ教育
キャリアアップ研修

⑤ 労働者派遣料金の平均額（日） 30,349円 / 日

⑥ 派遣労働者賃金の平均額（日） 19,067 / 日

⑦ 労使協定の締結の有無 有（協定の有効期限の終期：2025年3月31日）

⑧ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 全ての派遣労働者

⑨ その他
マージン率は派遣料金と毎月の給与及び賞与のみにて計算しています。
以下の費用等は計算に含まれていません。
・法定福利費（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）
・福利厚生費（有給休暇、健康診断、等）
・教育研修費（講習受講費用、等）
・広告宣伝費（募集採用活動費）
・会社運営費（労務管理、事務所賃借料、通信費、消耗品、等）